

# 入会等に関する規程

(平成 28 年 9 月 9 日改正)

一般社団法人 三重県建設業協会

# 入 会 等 に 関 す る 規 程

平成 24 年 4 月 1 日 施行

平成 27 年 5 月 8 日 一部改正

平成 28 年 9 月 9 日 一部改正

## (新規入会)

- 第 1 条 一般社団法人 三重県建設業協会の目的に賛同し新たに会員になろうとする者は、この規程に従い入会申込書（様式：入第 1 号-1）を作成し、会員になろうとする者の本店所在地の同協会支部に提出し、支部役員会の承認を得た後、同協会定款第 6 条に規定により同協会理事会の承認を得なければならない。
- 2 入会後は、本店所在地の同協会支部に所属するものとし、支部活動に協力しなければならない。

## (入会金及び会費)

- 第 2 条 新たに会員となった者は同協会定款第 7 条の規定により入会金及び会費を支払わなければならない。また、納めた入会金及び会費は返還しない。

## (新規入会資格)

- 第 3 条 新たに会員となろうとする者は次の資格要件を満たさなければならない。
- (1) 県内企業（県内に本店を有する企業）の場合
- ① 建設業法の許可を得てから 5 年以上を経過していること。
  - ② 同年数の工事経歴があること。
  - ③ 自己資本の額が 500 万円以上であること。
  - ④ 建設業法に定める技術資格 1 級を有する者を含め 2 名以上(入会申し込みの日直前 3 か年、同一人の在籍が明白な場合に限る)の技術者を有していること。
  - ⑤ 直前 3 か年の平均年間完工高が、土木工事 5,000 万円程度、建築工事 1 億円程度、その他工事(管・設備・造園・その他類するもの) 5,000 万円程度の何れかの実績を有する企業であること。
  - ⑥ 社会保険及び労働保険に加入していること。
  - ⑦ 建設業退職金共済制度に加入していること。
  - ⑧ 支部役員会の承認を受け支部長が推薦した者であること。

(2) 県外企業（県内に支店又は営業所を有する企業）の場合

- ① 本社において当該地の建設業協会会員に25年以上所属していること。
- ② 三重県内同一地区に8年以上の間、支店又は営業所を設けていること。
- ③ 県・市町村民税を完納していること。
- ④ 社会保険及び労働保険に加入していること。
- ⑤ 建設業退職金共済制度に加入していること。
- ⑥ 支部役員会の承認を受け支部長が推薦した者であること。

(入会の資格審査)

第4条 入会の資格審査は毎年12月31日までに支部を経由して同協会本部に推薦された者について、翌年3月に開催される理事会において行う。  
ただし、支部長から要請があった場合は直近の理事会で行う。

(表明)

第5条 新たに会員になろうとする者は、新規入会者又は新規入会者の下請負者（下請負が数次にわたる時はそのすべてを含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、別紙（様式：入第1号-2）の表明確約書に署名又は記名押印して、新規入会者の本店所在地の一般社団法人三重県建設業協会支部に提出しなければならない。

(再入会の審査)

第6条 定款第10条の3項の規定（民事再生法及び会社更生法の手続きを開始したとき）により会員の資格を喪失した会員が再生計画が認められた後、再入会の申し出があった場合は支部長の推薦により、再入会の審査は理事会で行う。  
2 再入会に当たっては、退会の際に未納となっていた会費がある場合には、当該未納額を納付するものとする。

(退会)

第7条 会員が退会しようとする時は退会届（様式：入第3号-1）を所属支部長に提出し、支部役員会の承認後、定款第8条に規定する理事会の承認を得なければならない。

(除名)

第8条 一般社団法人三重県建設業協会（以下、「協会」という）は、会員又は会員の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有するもの（下請負が数次にわたるときはそのすべてを含む）が次の各号の一に該当する場合、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 反社会的勢力に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、協会又は協会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

2 協会は、前項の規定により、会員を除名した場合には、会員に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる除名により協会に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。賠償額は協会と会員が協議して定める。

付 則

- (1) この規程は、一般社団法人三重県建設業協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する
- (2) この規程の一部改正は、平成27年5月8日、第1回理事会において承認、同日より施行。
- (3) この規程の一部改正は、平成28年9月9日、第3回理事会において承認、同日より施行。